

第15回監視社会研究会（通算第33回研究会） 2010年11月26日

## 韓国を視察して — 韓国の監視社会化の状況

齋藤 裕 弁護士（新潟県弁護士会）

齋藤裕弁護士に昨年11月の監視社会研究会で、韓国の監視社会化の状況について報告していただきました。

齋藤さんは、日弁連第53回人権擁護大会（昨年10月）のシンポジウム分科会「デジタル社会における便利さとプライバシー」の実行委員を務められ、「電子マネー」についてシンポジウムで報告されました。このシンポジウムの準備のために、齋藤さんも一員であった韓国調査担当チームは昨年6月、韓国の民間団体や行政機関を訪問し聞き取り調査を行いました。齋藤さんの報告はこの調査にもとづいたものです。

### 【韓国独自の住民登録制度】

最初に、齋藤さんは、「韓国の住民登録制度は国民総背番号制です」と端

的にその特徴を指摘し、韓国独自の住民登録制度について紹介しました。

『韓国の住民登録制度』という文書（ソウル特別市瑞草区庁作成）には、住民登録制度の目的として、「住民の居住移動の実態把握」等と並んで、「不順分子、犯罪者等の索出」が明記されています。齋藤さんはこのことを指摘し、「韓国は北朝鮮と軍事的緊張関係にあります。かつて北朝鮮のスパイ潜入事件がありスパイを探し出すためとしてこの住民登録制度がつけられました」と、韓国で住民登録制度が導入された歴史的な背景を述べました。

韓国の住民登録番号は13桁の番号で、住民登録番号そのものに個人情報が入っているのが特徴です。生年月日で6桁、性別で1桁、地域番号で4桁、住民登録順序で1桁、末尾が検証番号

で1桁です。齋藤さんは、「検証番号以外は、その人の生年月日や出身地などが分かれば、例えば大統領の住民登録番号だつて分かります」と指摘しました。しかし、政府は、ランダムにつけられている検証番号があるから「なりません」が避けられる、と説明しているそうです。齋藤さんが住民登録制度を統括する行政安全部を訪問したとき、「十分の一の確率でこの検証番号は分かるのではないか」と質問したところ、「国家の最高機密だから答えられない」という返事だったそうです。「韓国では検証番号を調べるソフトもインターネット上に流布しているのだから、他人の住民登録番号は容易に分かります」、「インターネットのホームページに書き込みするときは自分の住民登録番号を入力するのですが、大統領の住民登録番号を使って書き込みすることも可能です」と、齋藤さんは「なりません」が容易な韓国の状況を紹介しました。

また、韓国の住民登録制度では、17歳以上の住民に、プラスチック製カー

ドの「住民登録証」が発行され、このカードには、「姓名、写真、住民登録番号、住所、指紋、発行日、住民登録機関」が収録されています。「政府が住民登録証に個人情報が入ったICチップを付けようとしたが、カードを紛失すると個人情報流出する危険性が高いという反対の声が大きく上がり、その計画は頓挫しました」と齋藤さんは報告しました。

### 【官民共用の住民登録番号】

調査チームは、3日間にわたって、5つの民間団体・行政機関を訪問し、住民登録制度の実態、個人情報保護制度の現状、監視カメラの設置状況、ライフログ等々の広い領域にわたって聞き取り調査し、さらに街中の実地調査も行いました。齋藤さんの報告は、この調査にもとづいた詳細なものでしたが、ここでは紙面の都合で住民登録制度に絞って紹介します。

齋藤さんたちは、1日目は、国家による人権侵害を取扱う行政機関の「国

家人権委員会」を、2日目は、民間団体の「民主社会のための弁護士会」と行政機関の「放送通信委員会」を訪問しました。

「民主社会のための弁護士会」は、「犯罪の予防のため」として無差別的に個人情報を集めている警察のシステムや、警察、検察、裁判所のデータベースを相互照会するシステム（刑事司法情報システム）の問題に取り組んでいます。この刑事司法情報システムでは「住民登録番号が特定のキーとなっており、同番号で検索もできることになっっているはず」という指摘もあつたそうです。

また、インターネット等の通信手段に伴う個人情報を扱う「放送通信委員会」は、インターネット上の個人識別番号として住民登録番号に代替する「非可視性のI-PIN」(Internet Personal Identification Number) をつくったと、齋藤さんたちに説明しました。その理由は、住民登録番号は「番号を介してマッシングの危険があり、個人識別情報の漏洩につながりやすい。民

間の取引で住民登録番号を使うのは危険である」からだということです。

3日目に訪問した民間団体の「進歩ネットワークセンター」は、I-PINは住民登録番号を基礎にしてつくられているので個人情報漏洩の解決にはならないと指摘していたといいます。

また、「進歩ネットワークセンター」では、韓国で非常に普及しているクレジットカードについての報告も受けました。「クレジット式のカードは、【各カード会社の】HPですべての使用が確認できる…。利用状況は、法的な根拠はないが、警察に任意提供されている」こと、「これらの情報と住民登録番号など個人情報紐付けられれば、電子取引の匿名性がなくなり、名寄せの危険も生じる…など個人情報保護上大きな問題がある」と。

さらに、韓国では徴税にもこのクレジットカードにつけられている番号や住民登録番号が利用されています。「携帯電話番号やクレジットカード番号と住民登録番号が国税庁に事前に登録さ

れており、取引の際に相手に携帯電話番号やクレジットカード番号（住民登録番号でも良いのだろうが、反発を抑えるため）を教えると、国税庁のDB「データベース」に情報が送られることとなっている」という状況が紹介されたそうです。齋藤さんは、「韓国では低所得者も容易にクレジットカードを所持できる制度になっています。国民の所得を把握して徴税するために、政府は誰もがクレジットカードを使用するようにしたのではないかと指摘しました。」

「進歩ネットワークセンター」は、自治体が住民登録証の発行に際して入手した住民の指紋情報を警察に提供していることも問題にしました。ちなみに韓国では、警察は職務質問をする相手に指紋の提供を要求することができます、たとえば路上などで指紋読み取り機で指紋確認を求め、それを無線で送信してデータベースと照合して、すぐにどの誰か分かるシステムまでつくられてしまっているそうです。

同じく3日目に訪問した「行政安全

部 個人情報保護課」では、住民登録番号によって容易に名寄せできる項目として、「住所、氏名、生年月日、顔写真、指紋、兵役、犯罪歴、破産したことがあるかなど30項目の情報」が挙げられました。そして、「当初は限られた行政分野だけで使用するはずだったが、現在は、徴税、福祉、徴兵、選挙などあらゆる行政分野で活用」しているそうです。

### 【韓国のような住民登録制度を日本に導入させてはならない】

齋藤さんは、「住民登録番号の民間利用に問題があることは、訪問した民間団体と行政機関の共通認識でした」と述べ、「1日目に訪問した国家人権委員会では、住民登録番号を行政分野の統一番号として利用することにも反対する人もいた」と紹介しました。「行政安全部では、統一番号として住民登録番号を使用するときに、最初からプライバシーとの調整を行うべきだった」「今の韓国ではもう遅い」という報告を受けました」と齋藤さんが紹介し

たのが印象的でした。

韓国は、2010年の国連の電子政府発展水準ランキングで世界第一とされましたが、齋藤さんの報告を聞いて、韓国の現在が日本の近未来であったのではないと強く思いました。いま、民主党政権が導入しようとしている「税・社会保障共通番号制度」は、共通番号をマスターキーにして国民の情報を名寄せ・照合してプライバシーを丸裸にし、国民を管理し監視することを狙ったものです。民主党政権による、住基ネットを土台にした「税・社会保障共通番号制度」の導入を絶対に許してはなりません。

カンパをお願いします

郵便振替

口座番号 00140 - 9 - 498989

口座名 監視社会を拒否する会